

午後 試験

問 1

出題趣旨	
<p>EUC やパッケージソフトウェアなどの普及に伴い、業務部門が独自の判断で導入、管理する部門システムは、多くの会社で見られる。こうしたシステムは、システム部門が所管するシステムに比べ、必ずしも十分な管理ができていない場合がある。システム監査人は、監査の実施に当たって、監査対象となる部門システムが置かれた環境や背景・状況を適切に理解した上で、監査判断を下す必要がある。つまり、個々の状況を踏まえてリスク及び統制を評価し、実現可能性を考慮して統制の改善を助言しなければならない。</p> <p>本問では、システム監査人として、部門システムのリスクと統制を理解した上で適切な判断を行う能力があるかどうかを問う。</p>	

設問	解答例・解答の要点	備考
設問 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバがシステム室の担当者席の隣に置かれており、安全対策のレベルが低い。</li> <li>・システム室の担当者のシステムに関する専門知識が足りず、システムの管理が十分にできない。</li> </ul>	
設問 2	(1) <ul style="list-style-type: none"> <li>・上司の申請漏れによって、異動した者のユーザ ID が残っている可能性があるから</li> <li>・システム室の担当者が、室長の承認を得ずにユーザ ID を登録する可能性があるから</li> </ul>	
	(2) システム室長が、システム上のユーザ ID の一覧と現時点の部の在籍者の名簿を照合し、不一致がないかを定期的に確認する。	
設問 3	システム室の担当者はシステムの専門知識が十分でないので、B 社の担当者の作業における不正や失敗をその場で検出できない。	
設問 4	システム室長が、管理者権限のアカウントによるアクセスのログを定期的にレビューする。	

問2

出題趣旨	
<p>システム統合は、経営統合の目的を達成する上で極めて重要であり、この成功なくしては、経営統合そのものの成功が危ぶまれる。システム統合に係る適切な体制（ガバナンスを含む）の構築と運用の重要性が認識されるようになって久しいが、関連するトラブルは減少していない。システム監査人には、システム統合の成功に資する実践的な監査能力が求められている。</p> <p>本問では、システム統合における、技術上の問題点、プロジェクト進行中の監査の留意点、プロジェクト管理の問題点について、システム監査人として適切な判断を行う能力があるかどうか、また、システム監査人の独立性・客観性の確保について、適切に理解しているかどうかを問う。</p>	

設問	解答例・解答の要点	備考				
設問1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッチ処理が所定時間内に終了しない障害が起こっているため、D社システムの処理量が追加された場合に、C社システムの処理能力が十分かどうかの確認が必要である。</li> <li>・受発注情報や配送情報を早急に確認したい場合でも、バッチ処理終了まで待たなければならないので、D社の特約店、販売店及び配送会社に与える影響の確認が必要である。</li> </ul>					
設問2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査報告が、監査依頼者である統合委員会に対して直接行われないので、統合委員会が、プロジェクト内の重要な問題を把握できず、適切に対応できない。</li> <li>・監査報告が、監査依頼者である統合委員会に対して直接行われないので、統合委員会が、プロジェクト推進上の判断を誤り、プロジェクトが失敗する。</li> </ul>					
設問3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">番号</td> <td style="width: 90%;">(4)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改善策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リソースの減少によるプロジェクト進捗への影響を把握し、スケジュールの調整又は見直しを行う。</li> <li>・ベンダサポートの増強などによって、リソースの減少による進捗への影響を低減させる。</li> </ul> </td> </tr> </table>	番号	(4)	改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リソースの減少によるプロジェクト進捗への影響を把握し、スケジュールの調整又は見直しを行う。</li> <li>・ベンダサポートの増強などによって、リソースの減少による進捗への影響を低減させる。</li> </ul>	
番号	(4)					
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リソースの減少によるプロジェクト進捗への影響を把握し、スケジュールの調整又は見直しを行う。</li> <li>・ベンダサポートの増強などによって、リソースの減少による進捗への影響を低減させる。</li> </ul>					
設問4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C社システム上で実現できる範囲に機能を限定するようにシステム仕様の変更を指示していること</li> <li>・権限の範囲を超えてD社システムがもつ機能の破棄を指示し、C社システムへの集約を促していること</li> </ul>					

問3

出題趣旨	
<p>e-文書法が施行され、税務上、少額の証憑類に関してはスキャナ読取りで作成された電磁的記録による保存が認められることになった。しかし、実際にスキャナ読取りによる保存を現場で適用する場合には、各種の法令上の制約事項やビジネス要件との整合性を検討する必要がある、システム監査人には法的視点と業務的視点とが求められる。</p> <p>本問では、システム監査人として、スキャナ読取りによる保存の導入というシステム改善の企画段階において、法令要件とビジネス要件を理解して監査を行う能力があるかどうかを問う。</p>	

設問	解答例・解答の要点		備考	
	a群	b群		
設問1	事項	過去の証憑検索の工数を削減する。	証憑類の保存場所をなくす。	同じ群中の組合せとする。
	理由	証憑の照会は、現状においてほとんどないから	3万円以上の証憑は、原本を保存しなければならないから	
設問2	不正	・ 依頼者が証憑を何度でもスキャンし、再利用される可能性がある。		
	改善策	・ 証憑は依頼者がスキャンするのではなく、各課の事務担当者がスキャンする。 ・ 明細番号を証憑に記載してスキャンし、証憑の廃棄は各課の事務担当者が行う。		
設問3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的なテスト計画がないので、電子化証憑の見読可能性を保持できない可能性がある。</li> <li>・ 電子化証憑の保存期間が明確でないので、保存期間が規程に準拠しない可能性がある。</li> <li>・ すべての証憑が廃棄されるので、3万円以上の証憑も破棄される可能性がある。</li> </ul>		
設問4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スキャナが各支店に1台しかないので、依頼者の支払依頼入力作業に時間がかかる。</li> <li>・ スキャナが故障した場合にその代替機を入手するまで支払依頼入力ができなくなる。</li> </ul>		

問4

出題趣旨	
<p>システム監査では、単に問題点の指摘やその改善勧告を行うだけでなく、被監査組織における改善状況の確認とその実現までフォローアップすることが重要である。システム監査人は、監査結果の報告の後、被監査組織から提出された改善計画書の確認、改善策の実施状況の確認など、フォローアップとして実施すべきことを理解していなければならない。また、フォローアップの実施時期を事前に計画し、改善勧告が適切かつ適時に実践されているかどうかを確認しなければならない。</p> <p>本問では、システム監査人として、フォローアップの目的と重要性を理解し、適切に実施する能力があるかどうかを問う。</p>	

設問	解答例・解答の要点			備考	
設問1		a群	b群	同じ群中の組合せとする。	
	不適切な点	実施時期が記載されていない理由を十分に確認しなかったこと	必要項目が記載されているかどうかしかチェックしなかったこと		
	理由	フォローアップに必要な項目の記載を必ず求めるべきだから	監査結果の指摘事項に沿った改善内容かどうかを確認すべきだから		
設問2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム監査の年度監査計画書にフォローアップの実施時期を明記していなかったこと</li> <li>・監査報告会を実施したときに、フォローアップの時期を明確にしておかなかったこと</li> <li>・改善計画書の実施時期に合わせてフォローアップを計画しなかったこと</li> </ul>				
設問3		a群	b群	c群	同じ群中の組合せとする。
	不適切な内容	“システム保守運用基準書”の修正案作成の依頼を承諾したこと	改善の実施状況を確認するのに勉強会の出席簿だけで判断したこと	改善計画書に記載されていない本番移行手順について調査を行ったこと	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム監査結果の改善計画に関する実施責任は、システム企画部長にあるから</li> <li>・監査人が自ら改善実施の主体となることは、監査人の独立性の観点から不適切であるから</li> </ul>	出席者数を確認しただけでは、周知徹底の状況は確認できないから	フォローアップでは、改善勧告の実施状況を確認するのが目的であるから	